

[申請者]

譲受人
(権利者)

住 所

東京都新宿区

氏 名
(名 称)

株式会社

代表取締役

譲渡人
(義務者)

住 所

市原市ちはら台東

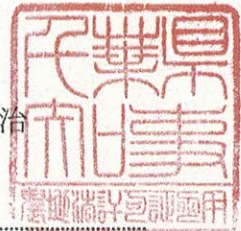
氏 名
(名 称)

農地法第5条の規定により申請のあった下表記載農地の転用を伴う所有権移転を許可する。

ただし、次の条件をつける。

平成 30 年 2 月 13 日

千葉県知事 鈴木 栄 治



[許可条件]

- (1) 用途 太陽光発電施設
- (2) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む）に従って事業の用に供すること。
- (3) 転用に伴う工事について、許可後3か月及び1年ごとに工事の完了するまで、その進捗よく状況報告を農業委員会へ2部提出すること。（ただし、転用面積が3,000平方メートル未満の場合は、工事完了報告のみとする。）

[表]

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
				登記簿	現 況		
市原市				田	田		
			以下余白				

[注意事項]

- (1) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む）に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

[教 示]

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
 - 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業事務所

(第

号)

30.2.15

(第

市原市農業委員会)